

当ファンドの運用実績



(2017年12月29日)

基準価額: 23,649円

税引前分配金再投資

基準価額: 27,302円

純資産総額: 約218億円

<分配実績>

決算		分配金
第1～11期	-	1,450円
第12期	2015年4月	320円
第13期	2016年4月	110円
第14期	2017年4月	330円
設定来累計		2,210円

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。分配金は1万口当たり(税引前)の金額。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※換金時には、費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

積立投資

当ファンドに毎月3万円ずつ投資したと仮定して、設定来、直近5年間の投資損益をシミュレーションしてみました。



(注1) 左グラフのデータは2003年6月27日(設定日)～2017年12月29日、右グラフのデータは2012年12月28日～2017年12月29日。

(注2) 本シミュレーションは、毎月、一定金額を基準価額(1万口当たり、信託報酬控除後)で設定日、月末に投資し、分配金(税引前)はすべて再投資すると仮定して計算しています。ただし最終月は投資しません。

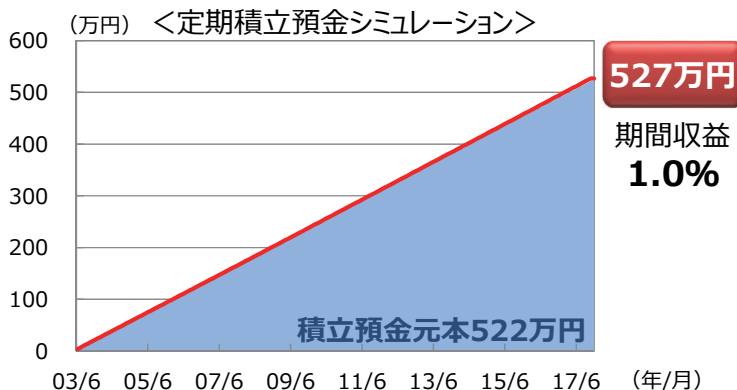
(注3) 期間収益は、最終月末の積立評価額を積立投資元本で除して計算。

※上記は一定の前提条件に基づき、過去のデータを用いてシミュレーションを行ったものであり、実際の投資成果ではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※投資信託は元本が保証された商品ではなく、積立スタート・換金のタイミングによっては収益が積立投資元本を割り込むことがあります。

ご参考

当ファンドの設定日から毎月3万円ずつ定期積立預金をしたと仮定して、積立金額をシミュレーションしてみました。



(注1) データは2003年6月27日～2017年12月29日。

(注2) 預金金利は国内銀行、信用金庫等における各年初時点の預入金額1千万円以上、預入期間1年の店頭表示金利の平均年利率を使用。

(注3) 設定日、月末に投資したと仮定して計算しています。ただし最終月は投資しません。なお、税金は考慮していません。

(注4) 期間収益は、最終月末の積立評価額を積立投資元本で除して計算。

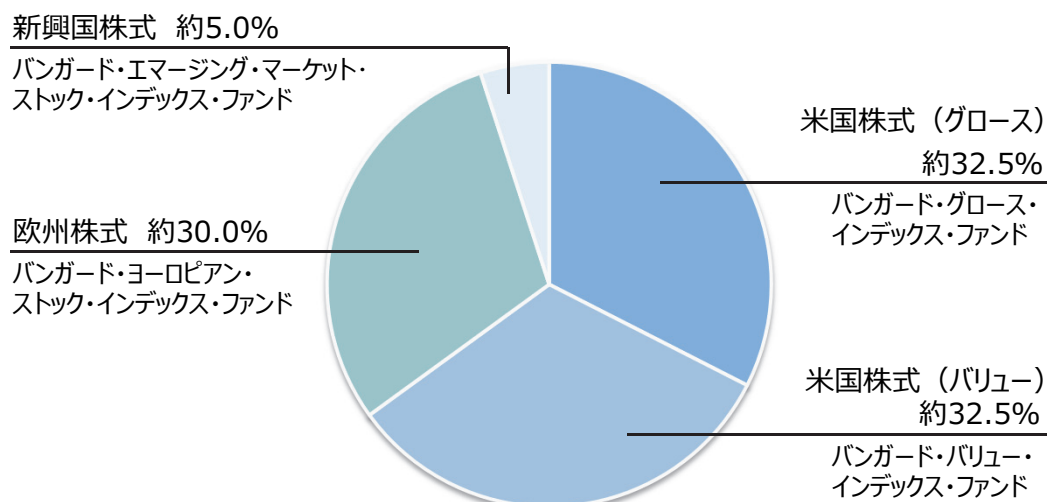
(出所) 日本銀行のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※左記は一定の前提条件に基づき、過去のデータを用いてシミュレーションを行ったものであり、実際の投資成果ではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの特色

- 1 日本を除く世界主要国の株式に実質的に投資し、グローバルな株式市場（日本を除く）の動きをとらえることを目標に運用を行います。
●先進国だけでなく、新興国の株式にも投資します。
- 2 ファンド・オブ・ファンズの仕組みを採用し、既に実績のあるファンドを活用することで、効率的な分散投資を行います。
- 3 主として、バンガードが設定・運用するインデックス型の4つの米ドル建て米国籍外国投資信託に投資します。
- 4 バンガードの4つのインデックス・ファンドの基本配分比率は、日本を除くグローバルな株式市場の時価総額等を勘案して、概ね以下の比率で投資を行います。

＜基本配分比率＞



※時価総額等を勘案して基本配分比率は将来的に見直しを行うことがあります。

※資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「Vanguard」

「Vanguard」（日本語での「バンガード」を含む）および「tall ship logo」商標は、The Vanguard Group, Inc.が有し、三井住友アセットマネジメント株式会社および承認された販売会社によりのみ使用許諾されたものです。また「三井住友・バンガード海外株式ファンド」は、The Vanguard Group, Inc.および Vanguard Investments Japan Ltdより提供、保証または販売されるものではなく、また投資に関する助言を受けていることを表すものでもありません。したがって、The Vanguard Group, Inc.およびVanguard Investments Japan Ltdは三井住友・バンガード海外株式ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ファンドのリスクおよび留意点

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、**一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

○株式市場リスク、○信用リスク、○為替変動リスク、○カントリーリスク、○市場流動性リスク等があります。留意事項として、○換金制限等に関する留意点があります。詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の投資リスクをご覧ください。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の 申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	年1回（毎年4月5日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	無期限です。（信託設定日：2003年6月27日）
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用等（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ ファンドの費用

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	無手数料です。
信託財産留保額	ありません。

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に年1.08%（税抜き1.00%）の率を乗じた額 ※投資対象とする各投資信託の管理費用*を含めた場合、年1.241%（税抜き1.161%）～年1.341%（税抜き1.261%） 程度となります（管理費用を基本配分比率で加重平均し、算出）。なお、管理費用は年度によって異なります。 *管理費用は、投資対象とする各投資信託の直近の目論見書で開示されている、運用管理費用とその他費用を各投資信託の平均純資産総額で割ったものです。
その他の費用・ 手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ：http://www.smam-jp.com 電話番号：0120-88-2976 【受付時間】 営業日の午前9時～午後5時
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

販売会社

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○	
浜銀 T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
ほくほく T T証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○	※2
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第8号					※2
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第39号					※2
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第90号					※2
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第26号					※2
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第72号					※2
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第259号					※2
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第53号					※2
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第70号					※2
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第68号					※2
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第268号					※2
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第267号					※2
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第36号					※2
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第38号					※2

※1：「ダイレクトコース」および「投信つみたてプラン」でのお取り扱いとなります。

※2：ネット専用

【重要な注意事項】

- ◆当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ◆当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ◆当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ◆投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- ◆投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ◆当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。

作成基準日：2017年12月末